

国立研究開発法人特例随意契約の導入に伴う関係規程類の整備状況

「国立研究開発法人の調達に係る事務について」 (令和3年2月26日内閣総理大臣・総務大臣決定)	関連規程類	規程類抜粋												
2(1)研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等の措置	①全ての研究者及び事務職員に、定期的かつ計画的な不正使用防止のための研修の受講を義務付けている。	国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程												
	②契約担当の事務職員のみが、契約(発注)を行うこととしている。	国立研究開発法人国立環境研究所会計規程実施要領	<p>(研修の実施)</p> <p>第4条 会計業務最高管理責任者は、所全体の研究倫理の保持・向上を図り、会計業務に係る不正行為が行われないよう、役職員等に対し必要な研修を定期的に行う。</p> <p>(略)</p> <p>(職務権限分掌)</p> <p>第4条 規程第7条に規定する会計事務の権限分掌は、別表第1に定める「会計事務権限分掌表」のとおりとする。</p> <p>別表第1抜粋 (契約関係) 委託・受託契約(他機関からの請負 契約を含む)を除く契約のうち契約決議</p> <table border="1" data-bbox="1736 835 2611 1270"> <thead> <tr> <th>契約金額</th> <th>権限分掌(最終決定者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以上</td> <td>理事</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上1億円未満</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td>1,000万円未満 (福島地域協働研究拠点における契約)</td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td>300万円未満 (福島地域協働研究拠点における契約)</td> <td>福島地域協働研究拠点総務企画課長</td> </tr> </tbody> </table>	契約金額	権限分掌(最終決定者)	1億円以上	理事	1,000万円以上1億円未満	総務部長	1,000万円未満	会計課長	1,000万円未満 (福島地域協働研究拠点における契約)	会計課長	300万円未満 (福島地域協働研究拠点における契約)
契約金額	権限分掌(最終決定者)													
1億円以上	理事													
1,000万円以上1億円未満	総務部長													
1,000万円未満	会計課長													
1,000万円未満 (福島地域協働研究拠点における契約)	会計課長													
300万円未満 (福島地域協働研究拠点における契約)	福島地域協働研究拠点総務企画課長													
	③検収担当の事務職員が、検収を行うこととしている。	国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則												
	④物品管理担当の事務職員が、換金性物品の保管状況を定期的かつ計画的に検査することとしている。	国立研究開発法人国立環境研究所固定資産等管理事務取扱細則												
		<p>(検査の方法)</p> <p>第39条 計規程第40条第2項に規定する工事又は製造その他についての請負契約又は物件の買入れに係る契約その他の契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査は、契約責任者が自ら又は契約責任者が命じた研究所の職員(総務部会計課に所属する職員(福島地域協働研究拠点総務企画課契約係含む。))に限る。)若しくは研究所の職員以外の者で委託により検査を命じられた者が、契約書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。</p>												
		<p>(物品の検査)</p> <p>第40条 固定資産等管理責任者は、物品(消耗品等を除く。)について1事業年度1回以上の検査を行うものとする。</p> <p>(略)</p>												

別表（物品分類表）抜粋

大分類	中分類	細分類	分類説明
固定資産	固定資産	機械装置	機械若しくは装置、並びにこれらに附属する設備で、その取得価格が50万円以上であり、かつ耐用年数が1年以上のもの
		車両運搬具	車両又は陸上運搬具で、その取得価格が50万円以上であり、かつ耐用年数が1年以上のもの
		工具器具備品	諸工具及び諸器具並びに備品で、その取得価格が50万円以上であり、かつ耐用年数が1年以上のもの
		その他固定資産物品	上記以外の固定資産物品
固定資産以外の物品	資産外物品	機器等物品	取得価格が10万円以上50万円未満であり、かつ耐用年数が1年以上のもの、若しくは取得価格が10万円未満であり、かつ耐用年数が1年以上の換金性物品（パソコン、タブレット端末、スマートフォン又は携帯電話等のモバイル端末等）
		材料消耗品	研究材料及び事務用消耗品等
	棚卸資産物品	貯蔵品	未使用の材料消耗品で取得価格が10万円以上のものその他これに準ずるもの、若しくは切手、回数券その他金券類のうち未使用のもの又は使用中で残額が5千円以上のもの
		その他棚卸資産物品	上記以外の棚卸資産に計上する物品

⑤契約業者から不正をしないことの誓約書を受領することとしている。	国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程	<p>（誓約書の提出）</p> <p>第8条の2 会計業務最高管理責任者は、職員等と取引業者の癒着を防止するため、取引業者に対して、研究所の規程等を遵守し、不正・不適切な行為に関与しないこと等について誓約書の提出を求めるものとする。</p>
2(2)特例随契を適用するための条件	①特例随契は、関係法人以外との契約であること。 国立研究開発法人国立環境研究所特例随意契約に係る公開見積競争実施要領	<p>（参加要件）</p> <p>第2条 本要領に基づく公開見積競争に 参加する者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たしていなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当以上の職の経験者が役員等として再就職している法人であって、その売上高又は事業収入に占める研究所との取引高の割合が3分の1以上である者を参加者とすることはできない。</p>
②特例随契は、公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施すること。	国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則	<p>（見積書の徴取）</p> <p>第31条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。</p> <p>2 第29条第2項に規定する特例随意契約によろうとするときは、別に定める公開見積競争（以下「公開見積競争」という。）としなければならない。ただし、次に掲げる事項により公開見積競争とすることが困難であると認められるときは、前項の規定によるものとする。</p> <p>（1）他機関との共同研究や委託研究等に基づき、秘密保持を要する場合。</p> <p>（2）緊急かつ重要な契約であって、早急に契約をしなければ業務に著しい支障を生じる場合。</p> <p>（3）その他理事長が必要と認める場合。</p> <p>（略）</p>

<p>③特例随契は、公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施すること。</p>	<p>国立研究開発法人国立環境研究所 特例随意契約に係る公開見積競争 実施要領</p>	<p>(見積書の提出) 第4条 (略) 3 参考見積書の提出が一者であった場合は、その者と価格交渉を行い、交渉結果を踏まえた本見積書を提出させるものとする。</p>
<p>④特例随契は、研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であること。</p>	<p>国立研究開発法人国立環境研究所 契約事務取扱細則</p>	<p>(随意契約によることができる場合) 第29条 会計規程第36条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。 (略) 2 次に掲げる契約については、前項の規定にかかわらず国立研究開発法人特例随意契約として、随意契約によることができる。 (1) 研究開発に直接関係する財産の買入に係る契約のうち、その予定価格が160万円以上であり、かつ500万円以下であるもの (2) 研究開発に直接関係する役務の調達に係る契約のうち、その予定価格が100万円以上であり、かつ500万円以下であるもの (3) 研究開発に直接関係する製造を行わせる契約のうち、その予定価格が250万円以上であり、かつ500万円以下であるもの (4) 研究開発に直接関係する物件の借りに係る契約のうち、その予定価格が80万円以上であり、かつ500万円以下であるもの</p>
<p>⑤特例随契は、契約監視委員会等が事前承認及び事後確認すること。</p>	<p>国立研究開発法人国立環境研究所 契約監視委員会設置要領</p>	<p>(監視委員会の業務) 第2条 監視委員会は、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)理事長の委嘱に基づき、研究所における契約のうち、競争性のない随意契約等及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを行い、その改善状況につきフォローアップを行う。また、国立研究開発法人特例随意契約の事前の包括的承認及び事後の点検を行う。</p>
<p>⑥特例随契は、契約概要を別紙様式により公表すること。</p>	<p>国立研究開発法人国立環境研究所 特例随意契約に係る公開見積競争 実施要領</p>	<p>(結果の公表) 第6条 公開見積競争の結果は、総務部会計課において閲覧に供するとともに、研究所ホームページ等において公表するものとする。 2 前項の規定により公表に付する事項は、別紙2の様式によるものとする。</p>
<p>⑦特例随契を導入したことによる効果を、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載すること。</p>	<p>国立研究開発法人国立環境研究所 契約事務取扱細則</p>	<p>(随意契約によることができる場合) 第29条 (略) 3 前項に規定する特例随意契約の実施による費用の節減その他の効果については、これに関する事項を独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項に規定する報告書に記載し、同条の規定に基づく主務大臣による業務実績等評価の中で所要の評価を受けるものとする。</p>